様式第十三号（第十条の十四関係）　　令和　６年１１月２２日　　６環資産更第１２６０号

許可番号　第１３－５０－０１２６４７号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　埼玉県深谷市折之口１９９０番地４

氏　名　　株式会社クリーンテックメディカル
代表取締役　反後　太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　６年　９月２１日

許可の有効年月日　　令和１１年　９月２０日

１　事業の範囲

（１）業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

（２）特別管理産業廃棄物の種類
① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（ｐＨ２．０以下のもの）
③ 廃アルカリ（ｐＨ１２．５以上のもの）
④ 感染性産業廃棄物
⑤ 特定有害産業廃棄物
ア．廃石綿等
イ．金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

２　積替え保管施設

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

４　許可の更新・変更の状況
平成 16年　9月 21日 新規許可
令和　6年　9月 21日 更新許可 第 4 回

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　無

情報公開用許可証
本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。

（裏面あり）

（裏面）　　許可番号　第13－50－012647号

別表　産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名 / 廃棄物名	限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二－ジクロロエタン	15 一・一－ジクロロエチレン	16 シス－一・二－ジクロロエチレン	17 一・一・一－トリクロロエタン	18 一・一・二－トリクロロエタン	19 一・三－ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四－ジオキサン	26 ダイオキシン類
燃え殻		－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
廃油		－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－
廃酸		－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
廃アルカリ		－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○
鉱さい		○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
ばいじん		○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○
指定下水汚泥		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

［備考］・表中の「○」は取扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。

（以下余白）

情報公開用許可証
本許可証は情報公開および当社と締結した
有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく
使用・転用を禁じます。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。